

令和8年10月号

SANWA LINER

URL <https://sanwa-kaikei.com>

※ ホームページも情報満載です。
是非、ご覧下さい！！

税理士法人 三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466

FAX : (023) 624-3472



← QR で簡単に
ホームページへ

年末調整前に確認！ 令和8年度版給与年収

給与明細書

Point 1. 「本人」の給与年収

119万超	◆住民税…年収が119万円を超えると、住民税が発生。 ※自治体によっては、119万円以下でも住民税均等割が課税(令和9～10年度分に適用)
130万以上	◆国民年金・国民健康保険への加入義務が生じる(社会保険上の扶養の範囲外に)…年収が130万円以上になると、会社の規模等にかかわらず、原則として自身で国民年金・国民健康保険への加入義務が発生する。
178万超	◆所得税が発生する



Point 2. 「配偶者」の給与年収

136万超	◆配偶者の所得控除に影響…年収が136万円を超えると、その配偶者(合計所得金額が1,000万円以下の場合)は配偶者控除(13～38万円)の適用を受けることができなくなる。 ※かわりに配偶者特別控除の適用を受けることが可能。
169万超	◆配偶者特別控除の控除額が段階的に縮小
207万超	◆配偶者特別控除の適用を受けられなくなる



Point 3. 「子ども」の給与年収

136万超	◆扶養控除の適用がなくなる…16歳以上の子または19歳以上23歳未満の子の年収が136万円を超えると、その親等は扶養控除の適用を受けることができなくなる。 ※ただし、19歳以上23歳未満の子の年収が136万円を超えても、特定親族特別控除の適用を受けることが可能。
159万超	◆特定親族特別控除の控除額が段階的に縮小…19歳以上23歳未満の子の年収が159万円を超えると、その親等が受けられる特定親族特別控除の控除額が段階的に縮小する。
197万超	◆19歳以上23歳未満の子の年収が197万円を超えると、特定親族特別控除の適用を受けられなくなる

	日	月	火	水	木	金	土
10 ・ 11 月					1	2	③
	④	5	6	7	8	9	⑩
	⑪	⑫	13	14	15	16	⑰
	⑱	19	20	21	22	23	⑳
	㉑	26	27	28	29	30	㉓
	①	2	③	4	5	6	⑦
	⑧	9	10	11	12	13	⑭

10月の税務カレンダー

10月の主な税務

- 10/13(火) ・9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11/2(月) ・8月決算法人の確定申告と納税
- ・2月決算法人の中間申告と納税
- ・消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月
決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税
及び地方消費税]

